

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 吉川市長 中原恵人

審査請求人が令和7年12月8日に提起した処分庁による公文書一部公開決定処分（令和7年10月28日付け政第〇〇〇号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 令和7年3月25日に、審査請求人は、吉川市長（以下「処分庁」という。）に対し、市民の声制度において「市民の声（市政へのご意見・ご要望）」を投稿した。
- 2 令和7年4月2日に、処分庁は、審査請求人の投稿に対し、「市民の声の投稿に対する回答です」と題して回答をした。
- 3 令和7年10月14日に、審査請求人は政策室に来庁し、処分庁に対して吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「令和7年4月2日付の「市民の声の投稿に対する回答です」（回答内容に関するお問い合わせ 庶務課文書担当）の受付から回答までの事務処理経過の分かる文書の公開を求めます。」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。本件公開請求を窓口で受け付ける際に、庶務課職員は、①情報公開制度は、条例に記載のあ

る者であれば本人かどうかに関わらず公開の請求ができ、その公文書の公開にあたっては関係のある方々の個人情報等を保護する必要があることから、開示を希望される情報がたとえ本人に関する情報であっても、その個人が識別されるような情報である場合は原則非公開となること、②要望される文書については、審査請求人本人に関する文書のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求をした方が原則公開とすることができる旨の説明をした。審査請求人は、その説明を受けた上で、本件公開請求をした。

- 4 令和7年10月28日に、処分庁は、審査請求人に対し、請求対象の公文書のうち、一部が非公開情報に該当するとして、公文書一部公開決定処分（令和7年10月28日付け政第〇〇〇号。以下「本件処分」という。）をした。
- 5 令和7年12月8日に、審査請求人は本件処分に係る公文書には住所、氏名、電話番号以外には保護すべき個人情報はないと主張し、本件処分の取消及び非公開となった公文書の公開を求め、審査請求書を提出した。
- 6 令和8年1月26日に、処分庁は、本件審査請求を踏まえ、本件処分を取り消し、条例第9条の規定に基づき、公益上の理由による裁量的公開として、本件公開請求により請求された公文書の全部を公開することとする公文書公開決定処分（以下「1月公開決定処分」という。）をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件公開請求により請求した公文書のうち市民の声（市政へのご意見・ご要望）の別紙（以下「非公開文書」という。）について非公開としているが、住所、氏名及び電話番号以外の部分は、保護すべき個人情報はない。当該非公開文書について本件処分を取り消し、公開を求める。
- (2) 本件処分により、審査請求人の知る権利が侵害されているだけでなく、市の情報公開制度が公務員の自己保身により崩壊されようとしている。

2 処分庁の主張

弁明書による処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和8年1月26日に、処分庁は、本件審査請求を踏まえ、本件処分を取り消し、条例第9条の規定に基づき、本件公開請求により請求された公文書の全部を公開することとする1月公文書公開決定処分をしている。
- (2) これにより、審査請求人は、本件処分の取消し等を求める法律上の利益は有していない。よって、本件審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 1月公開決定処分について

上記事案の概要6記載のとおり、処分庁は、条例第9条の規定に基づき、本件公開請求により請求された公文書の全部を公開することとする1月公開決定処分をしている。

2 結論

1月公開決定処分により、本件処分が取り消され、審査請求人が求める公文書の全てが公開されたことから、本件審査請求は請求の利益を欠くに至ったものとして不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年3月19日

審査庁 吉川市長 中原恵人 

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。